

環境・公害問題および 国会議員の選び方 (欧州)

講師：田口和也氏 (公害等調整委員会事務局)

日時：2018 年 8 月 6 日 (月) 14:00~17:00

場所：群馬大学理工学部(桐生キャンパス)

共同研究イノベーションセンター 3F 研修室

概要：

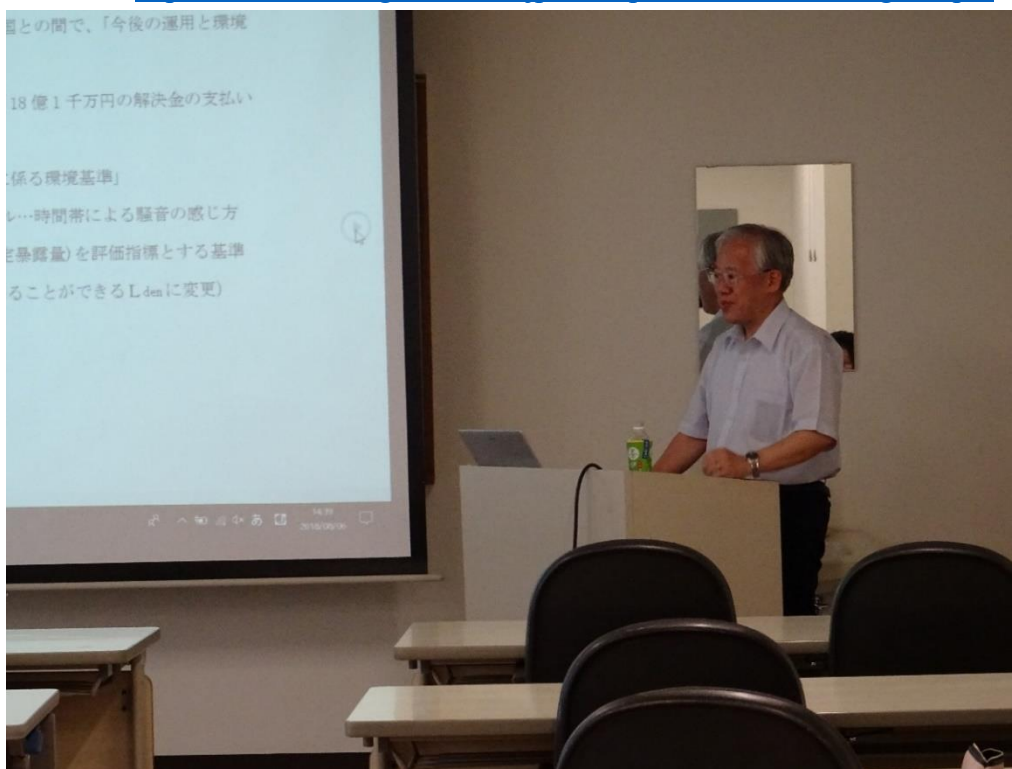
1. 環境・公害問題

- (1) 公害問題の歴史 (足尾銅山鉱毒事件ほか)
- (2) 公害紛争処理制度 (調停制度、裁定制度 他に公害苦情)
- (3) 騒音問題の例に見る公害紛争の変化 (子供の声は騒音か?)

2. 国会議員の選び方

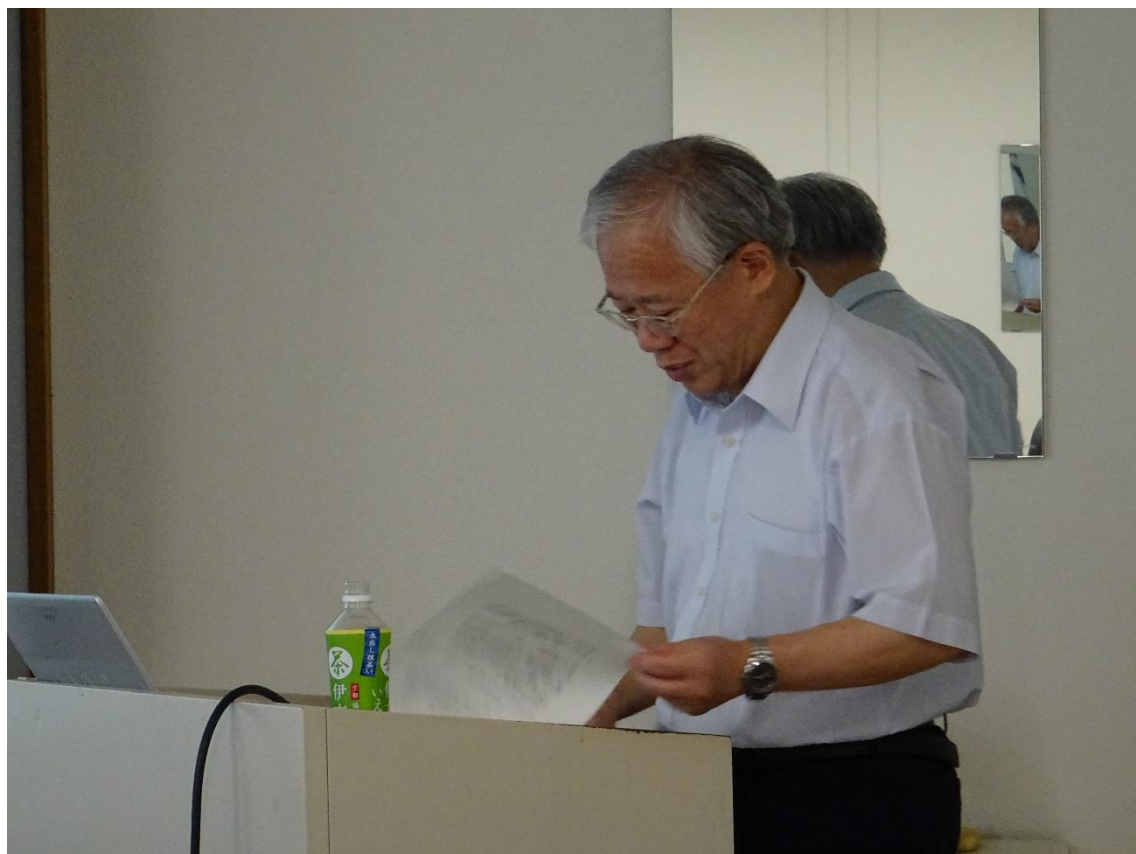
(ヨーロッパ各国の選挙制度と最近の結果について)

関係 WEB http://www.el.gunma-u.ac.jp/~kobaweb/analog-web/a_data/335analog.pdf
<http://kobaweb.ei.st.gunma-u.ac.jp/news/pdf/2017/2017-9-5taguchi.pdf>

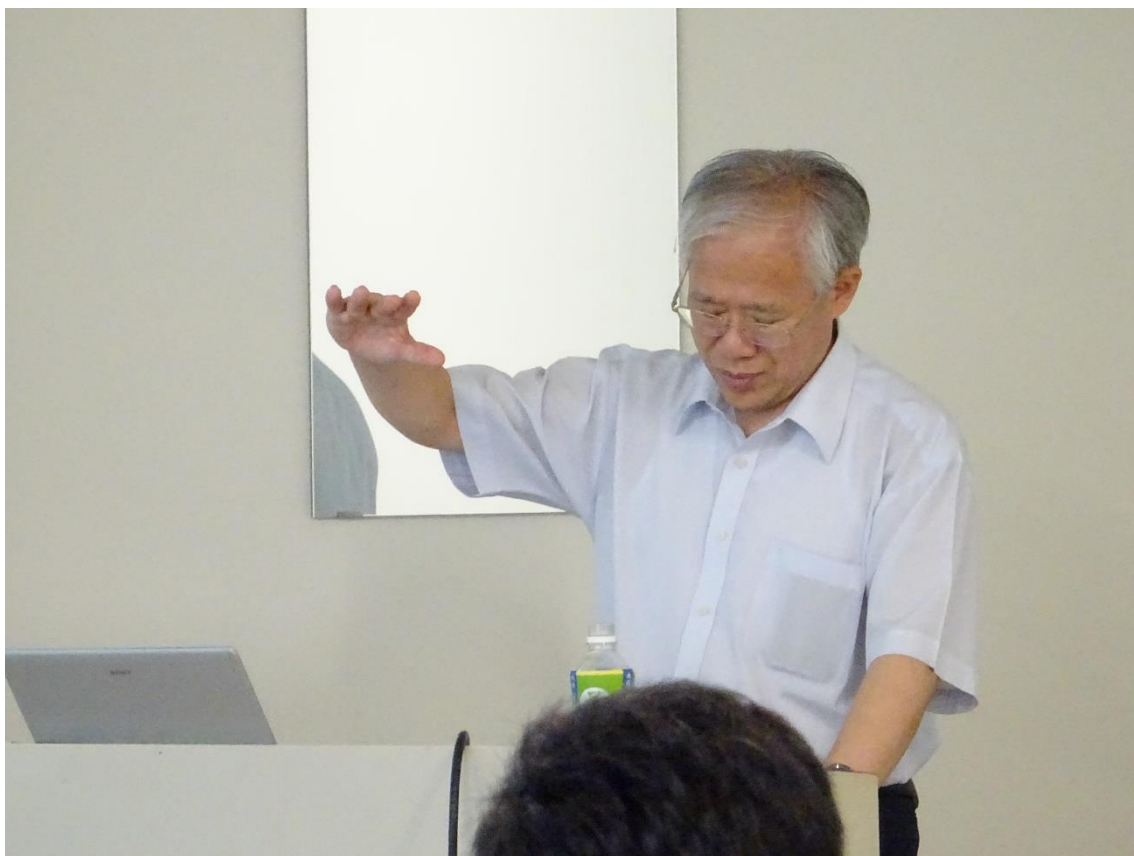


- 欧州での小選挙区制、比例代表制の説明を受け、次の言葉を想起した。
選択と集中、世界で一番、世界で初めて、世界で唯一
勝者総取り (Winner takes all, loser loses all.)

群馬大学 産官学連携講演会 (2018 年 8 月 6 日(月))



群馬大学 産官学連携講演会 (2018 年 8 月 6 日(月))



田口和也氏 講演資料

環境・公害問題（公害紛争の傾向・特徴の変化）について

平成 30 年 8 月

田口和也

I 公害問題の歴史

- 1 戦前は、各地で公害が発生したが、個別的な問題に留まる
 - ・ 足尾銅山鉍毒事件
勝海舟も批判（明治 30 年）／田中正造の天皇への直訴事件（明治 34 年）
／渡良瀬遊水地（明治 39 年 谷中村廃村）
 - ・ 日立鉍山煙害問題、別子銅山煙害問題
 - ・ 東京、大阪など都市部における大気汚染、水質汚濁
- 2 公害問題は、昭和 30 年代後半(1960 年代)の高度成長期（産業構造の重化学工業化）に顕在化、深刻化
 - ・ 四大公害病（水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市大気汚染）→ 公害病訴訟、大きな社会問題となる
- 3 公害対策基本法と公害紛争処理制度の整備
 - ・ 昭和 42(1967)年 公害対策基本法制定
 - ・ 昭和 45 年 5 月 公害紛争処理法が第 63 回国会で成立
同年 11 月 調停などを扱う中央公害審査委員会が総理府に設置
 - ・ 同年 11～12 月 公害国会（第 64 回臨時国会／公害対策基本法の改正を含む公害関連 14 法案が成立）
 - ・ 昭和 46 年 環境庁設置
 - 昭和 47 年 5 月 公害等調整委員会設置法が第 68 回国会で成立
(同法により公害紛争処理法が改正され、裁定制度を導入)→ 同年 7 月 公害等調整委員会が「3 条機関」として発足
(土地調整委員会と中央公害審査委員会を統合)
※ 発足後しばらくの時期の公害紛争は、水俣病、渡良瀬川沿岸の鉍毒問題の調停も含め、産業型の紛争が多く、重大な健康被害が主張された

II 公害紛争処理制度

1 ADR (Alternative Dispute Resolution / 裁判外紛争解決手続)

民事上の紛争に関し、訴訟手続によらず、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続。第三者の専門的な知見を反映しながら、紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要

公害紛争処理制度もその一つで、公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会が設置

※ 司法的な解決である訴訟は、両当事者がそれぞれ事実関係について主張し、主張が真実であることを証拠によって立証することが必要。

このため、被害者側が訴訟によって救済を求めることが、大きな負担となっていた。

そこで、迅速な行政的解決を図るため、広汎で実効性のある統一的な公害紛争処理制度が設けられた。

また併せて、行政機関における苦情処理体制が整備された。

2 公害紛争処理制度の概要、特徴

(1) 「**公害**」…事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる〔7公害〕によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

※ 7公害…大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭

(2) 「**調停**」…公害に係る被害について、民事上の紛争が生じた場合において、当事者の一方又は双方が、公害等調整委員会又は都道府県の公害審査会等に対して申請。被害発生のおそれでも、申請することができる。

事件ごとに組織される調停委員会が、積極的に手続に関与し、当事者双方の互譲による合意に基づき紛争解決を図る。

手続きは原則として非公開（合意形成を容易にするため）

(3) 「**裁定**」…公害紛争に関し、公害等調整委員会に対して申請。事件ごとに組織される裁定委員会が、法律的判断を行うことにより、解決を図る。

裁判と同様の手続。当事者が主張や証拠を提出する審問期日は公開。

- ・ 「**原因裁定**」…被害と加害行為との因果関係について、法律的判断
- ・ 「**責任裁定**」…損害賠償責任の有無と賠償額について、法律的判断

(4) 公害紛争処理制度の特徴

- ・ 専門的知見の活用……委員や事務局職員。公害等調整委員会では、事件ごとに専門委員を任命することもできる。
- ・ 機動的な資料収集・調査……必要に応じ、当事者に代わって自ら資料の収集、調査を行うことができる。
- ・ 職権調停……裁定事件は、因果関係や損害賠償責任についての法律判断を行う手続きであるが、事件によっては、両当事者の合意によって紛争解決が可能な場合がある。裁定委員会は、相当と認めるときは、裁定事件を職権で調停手続きに移行することができる。調停が成立すれば、元の裁定申請は取下げと見なされ、調停が不成立の場合は、裁定手続きが再開される。

Ⅲ 騒音問題の例にみる公害紛争の変化

1 大規模な環境紛争となった従来例 (空港や鉄道)

○ 大阪国際空港騒音調停申請

昭和 48.2～51.2 申請 9 グループ 23 件、当初の申請者数 20,138 人

次の各項目について、順次調停成立

50.10-11 **騒音軽減対策**について、航空機騒音に係る環境基準を達成し、維持することを目標として、発生源対策(航空機材の改良、運航方法の改善、便数・発着時刻の調整など)、空港周辺対策(住宅の防音工事など)を定める

55.6-7 **空港使用禁止問題**について、関連事項の調査研究の実施・結果の開示、及び関西国際空港開港時までに空港の存廃について決定すべきことを定める(その後平成 2 年 11 月に、調停団と国との間で、「今後の運用と環境対策に関する協定」が成立)

53.3/61.12 **慰謝料等請求**について、総額 18 億 1 千万円の解決金の支払い

※ 昭和 48 年 12 月 環境庁「航空機騒音に係る環境基準」

WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル…時間帯による騒音の感じ方の違いを加味した 1 日の騒音の平均的な推定暴露量)を評価指標とする基準(平成 25 年度に、より精緻な暴露量を求めることができる L_{den} に変更)

○ 名古屋新幹線騒音訴訟

昭和 49.3 提訴 575 人／騒音・振動の差止めと慰謝料の支払いを求める

55.9 一審・60.4 二審判決 いずれの判決も、差止めは認めず、慰謝料の支払いのみ認める

61.4 和解 騒音を当面 75 ホン以下とするのを始め、騒音・振動の軽減を図る、和解金の支払い、移転補償、防音・防振工事の実施、公害を悪化させないこと

※ 昭和 50 年 環境庁「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」策定

住居系地域は 70dB 以下、商工業地域は 75dB 以下とする基準値を定める

○ 小田急線騒音責任裁定申請

平成 4.5 申請 当初 325 人 小田急線の輸送力アップと踏切の解消を目指した連続立体交差事業が、高架・複々線化方式で行われることに対し、沿線住民の中に、高架化に反対し地下方式への変更を求める運動が発生したことが背景

10.4 公害等調整委員会は、本件を**職権調停**に付し、同月の調停期日で両当事者に対し調停案を示して受諾を勧告

10.5 一部の申請人について**調停成立**

小田急は $L_{Aeq\ 24h}$ を 65dB 以下とする**目標値を設定**し、その実現を図る／住戸対策につき環境保全協力費を申請人に支払う／このほか地域の環境保全協力費を出捐／両当事者、学識経験者による小田急線環境保全協議会の設置
騒音・振動対策として、道床・レール・車輪・車両その他の発生源対策、運行関係では運転速度の抑制、列車ダイヤの変更など

10.7 他の申請人について**裁定…申請を一部認容**

$L_{Aeq\ 24h}$ が 70dB 以上又は L_{Amax} が 85dB 以上の騒音に暴露された申請人に対し、受忍限度を超える被害を受けたと認定

※ 平成 7 年 環境庁「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(在来鉄道全般に対する規制ではない)

新線は、等価騒音レベル(L_{Aeq})で、昼間(7～22 時)で 60dB 以下、夜間(22～翌 7 時)で 55dB 以下。住居専用地域等にあつては、一層の低減に努めること。

大規模改良線は、騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

2 最近の騒音問題

- (1) 環境問題の変化 (公害から環境へ) ……通常の事業活動や日常生活一般による環境への負荷の増大に起因する問題 (特定の加害者・加害行為の規制だけでは、問題解決が困難に)

地球温暖化など大きな空間的・時間的広がりを持った地球環境問題の出現

- ・ 1992 年 ブラジルでの地球サミット
- ・ 平成 5 年(1993 年) **環境基本法**の制定 (公害対策基本法に代わる法制度)

- (2) 公害紛争についても、より良好な生活環境を求めて起こる都市型、生活型の紛争の増大／紛争解決の方法では、互譲による話し合いで解決を図る調停より、法的な裁断を求める裁定を申請するケースの増加

- (3) 騒音問題の変化

- ・ 大規模な騒音問題に係る紛争が少なくなる
事業系でも、町工場、スーパー・コンビニなど近隣型に近い案件
比較的規模が大きい事案としては、ビル建設工事、解体工事など
近隣型としては、隣家のエアコン室外機、ヒートポンプ給湯器
- ・ 低周波音の問題 (人間の可聴域は 20Hz～2 万 Hz、低周波音は、100Hz 以下の可聴音波と 20Hz 以下の超低周波音を含む音波のこと)
- ・ 従来、ほとんど問題とされなかった保育所・学校、公園・運動施設

3 保育園・幼稚園と近隣住民（子供の声は、騒音か？）

(1) 待機児童問題

① 平成28年2月 「保育園落ちた～！」ブログで待機児童問題が注目

② 待機児童等の状況

	保育所等数	定 員	利用児童数	待機児童数
平成27年	28,783 か所	2,531,692 人	2,373,614 人	23,167 人
平成28年	30,859	2,634,510	2,458,607	23,553
平成29年	32,793	2,735,238	2,546,669	26,081

○ 平成29年4月1日現在 待機児童が多い都府県、市区

- ・ 東京都 8,586 人 沖縄県 2,247 人 千葉県 1,787 人 兵庫県 1,572 人
福岡県 1,297 人 埼玉県 1,258 人 大阪府 1,190 人 岡山県 1,048 人
- ・ 東京都世田谷区 861 人 岡山市 849 人 目黒区 617 人
千葉縣市川市 576 人 大田区 572 人 兵庫県明石市 547 人

(2) 保育園建設に対する近隣住民の反対

① 最近の状況

- 平成28年4月 各地で、近隣住民の反対により、保育園の開園断念・延期が相次ぐとの報道（千葉縣市川市、東京都杉並区ほか）
- 29,30年は、保育園と近隣住民の紛争に関する記事は減少したものの、29年12月に、神戸市での保育園に対する近隣住民からの訴訟について、最高裁で住民の敗訴が確定したとの報道
30年4月に開園予定の認可保育園が、住民の反対で開園延期の報道

② 背景

- 平成19年10月 東京地裁で公園から出る騒音について差止めを命ずる
仮処分決定 → 市は噴水を止め、スケボー広場でのスケボー禁止
- 平成27年3月実施、10月公表 厚生労働省の意識調査
Q 住宅地に立地する保育所に関して「子どもの声が騒音」という考え方について、どう思うか

全く同感できない	26.4%	あまり同感できない	38.5%	計	64.9%
ある程度同感できる	29.7%	とても同感できる	5.4%	計	35.1%

- 平成27年 東京都は環境確保条例を改正し、保育所、幼稚園等からの未就学児童等の声や音について、条例の規制基準から除外

③ 公害紛争となった例

○ 公害等調整委員会で取り扱った事件

幼稚園で発生した騒音により、近隣住民が精神的苦痛を受けたとして、県の公害審査会に公害調停を申請、打切りになった後、公調委に対し**責任裁定を申請し、職権調停が成立**した事案

○ 都道府県公害審査会で取り扱った事件

- ・ 保育園からの幼児の声その他の騒音により、近隣住民が健康被害や不眠等におちいったとして、**公害調停を申請し、打切り**となった事案
- ・ 保育園に対する近隣住民の騒音苦情があり、対策について意見の相違があったことから、保育園側が**公害調停を申請し、調停成立**した事案

○ 他にも、学校や運動施設（プール、卓球場、グラウンド、その他）など様々な施設について、騒音被害を訴える紛争例がある。

◎ 終わりに

○ ドイツ…2008, 09 年 裁判で幼稚園に閉鎖命令や不利な認定が出される
2011 年 法律改正により、「子どもの声」を環境騒音から除外

○ フィンランド…子どもがおとなしく、騒音問題そのものがない

○ 日本…梁塵秘抄（359 番）遊びをせんとや生まれけむ、戯れせんとや生まれけん、遊ぶ子供の声聞けば、我が身さへこそ揺るがるれ

※ 平安時代末期・治承年間(1177～81)に、後白河法皇(1127～92、在位 55～58)によって編まれた歌謡集。今様形式を中心に 560 首ほどが現存。

- ・ 戦国時代、江戸時代、明治初年に来日した外国人は、日本人が子供をとても可愛がり、叱ったり、罰したりしないと書き残す

[公害紛争となった例－1]

1 幼稚園からの騒音について、近隣住民が長期間にわたり精神的苦痛を受けたとして、公害審査会に公害調停を申請

○年 2 月中旬 A 県公害審査会に申請

- ・ 申請人…保育園近隣の住民 (2 名/親子)
 - ・ 被申請人…保育園の運営法人
 - ・ 請求事項…①防音壁 (透明なもの) の設置、②建屋の改修/外壁を減音効果の大きい壁にする、窓面積の縮小と二重サッシ化など、③慰謝のための金員の支払い、④園児数、運営の現状と変化の説明
- ※申請人は、前年 6 月に地元の市に対し騒音苦情を申し立て

申請人は騒音測定を実施し、その結果のグラフ (1 日分) を数例提出。当該地域の規制基準 (50dB) を超える 60dB 超の騒音が毎日、恒常的に続いていると主張。

同年 10 月中旬 第 4 回の調停期日で、申請人は、騒音を規制基準値以内にする
ことを強く主張し、被申請人がこれに応じられないとしたこと等から、**調停委員会は、調停が成立する見込みがないとして打切り。**

2 本件について、近隣住民は幼稚園を相手方として、翌年 3 月中旬、**公害等調整委員会に責任裁定を申請**

- ・ 当事者は、上記に同じ。
- ・ 公害等調整委員会は、裁定委員会を設置し、2 回の審問期日の開催、事務局による現地調査、専門委員の任命などを行う。

12 月上旬 第 3 回審問期日

裁定委員会は、本件を**職権調停**に付し、調停条項を両当事者に示した。双方とも承認したため、**調停成立**

<調停条項の主な内容>

- 1 窓 2 箇所の開鎖、渡り廊下での防音シート設置、プレイルーム使用時に扉を閉める
- 2 今後予定されている建替えにおいて、近隣への騒音防止に配慮した設計とする。同工事において、騒音に関する法令を遵守するよう努める。

[公害紛争となった例ー2]

保育園からの幼児の声その他の騒音により、近隣住民が健康被害や不眠等におちいったとして、公害審査会に公害調停を申請したもの

○年4月上旬 B県公害審査会に申請

- ・申請人…保育園近隣の住民（1名）
- ・被申請人…保育園の運営法人及び当該保育園の園長
- ・請求事項…①園庭に遮音壁を設置など、②園児を屋上で遊ばせないこと、園庭内でプール遊びをさせないこと、③園庭の使用時間の制限、④園児、保育士、保護者に対する指導、教育その他

※保育園は、定員150名（0歳～就学前の子供）。保育時間は7～19時。親が18時までに迎えに来るのが原則（18～19時は延長保育）。

※当該地域の騒音に係る環境基準は、

「昼間（6～22時）55dB（ L_{Aeq} ）」が望ましい基準として適用

ー 調停委員会（委員3名）を設置

同年5月下旬 現地調査 調停委員会は、関係者立会の下、申請人宅・被申請人保育園及びその周辺を視察、また被申請人保育園及び申請者宅で同時に騒音測定(10分間) → 申請人宅の騒音レベルは、51.33dB（ L_{Aeq} ）
申請人宅の窓は、被申請人の負担で二重サッシにしてある。

同年6月以降 調停期日を複数回開催

申請人は、①の遮音壁と②の屋上の不使用について、強く要望。
また、騒音測定の結果についても、納得がいけないと主張。

被申請人は、①の遮音壁の設置については、効果と費用の点で消極的、ただし園舎建替え時に検討との回答、②の屋上の使用については使用時間帯と時間短縮を検討との回答

その他については、②のプール遊びは1歳児に限ること、③の時間制限についても、検討することなどを回答

翌年2月下旬 調停委員会において、調停案を作成したが、申請人が受入れを拒否。1dBの騒音も自分の敷地内に入れないでほしいと主張して、①の遮音壁設置と②の屋上の不使用について、再度強く要望。

これに応じられないとする被申請人との間で、合意が成立せず、本件は打切りとなった。

[公害紛争となった例－3]

保育園に対する近隣住民の騒音苦情があり、対策について意見の相違があったことから、**保育園側が公害調停を申請**したもの

○年7月中旬 C県公害審査会に申請

- ・ 申請人…保育園の運営法人
- ・ 被申請人…保育園近隣の住民（複数名）
- ・ 請求事項…①申請人が被申請人に相当額の損害賠償金を支払うこと、
②被申請人の住宅に二重窓を設置すること

一 調停委員会（委員3名）を設置

同年11月初旬以降 調停期日を複数回開催

- ・ 申請人は、これまで近隣住民に対する説明会や園庭での活動時間の制限、防音シートの設置などの対策を取ってきたこと、被申請人から要望のある防音壁の設置については、保育園の財政上、効果が上がらなかった場合でもこれ以上の対策が取れないうえに、保護者会、理事会の了解が得られていないことを説明、より安価で防音効果が確実な被申請人宅の二重サッシ設置を提案
被申請人は、二重サッシによる対策では、長時間、窓を閉める必要があるなど、日常生活に支障を来すことから、あくまでも防音壁の設置を希望、その場合も騒音に配慮するよう希望
- ・ その後、防音壁の設置については、保護者会で安全面や保育環境への影響を懸念して反対多数となり、数か月後の再度の保護者会や保護者全員へのアンケートでも同じ結果となったことから、申請人は、防音壁の設置は断念せざるを得ないと説明
被申請人は、二重サッシの設置は、必要なら自分たちで行うので、保育内容の変更による騒音の環境基準値遵守を求めた
- ・ 申請人は、保育活動に係る各種制限の継続、住宅地の中という周辺環境に配慮した保育方法の徹底と近隣住民との意見交換の場を定期的に設けたいとした。また、これまで、立地条件への理解不足と住民からの苦情や意見に対しての消極的な対応は問題であったとした
被申請人は、ハード面の対策より近隣住民同士として、コミュニケーションをとりながら共存していきたいことが本意であり、調停を通じて意見交換ができたこと、申請人の姿勢が変わっ

てきたことに感謝したいとした

調停委員会は、ソフト面での対策だけでは、完全な騒音防止が困難であることから、二重サッシの設置が望ましいとして被申請人の意向を確認することとした

- ・ 被申請人側は、二重サッシについては、十分な防音効果を見込むためには自宅にかなりの工事が必要であることから、将来の相談事項としたいとした

翌々年2月中旬 調停期日

調停委員会において両当事者の主張、意見の聴取等に基づき調整した**調停案**を示し、**調停成立**。

＜調停条項の主な内容＞

- 1 ①園庭での保育活動は9：00～17：00、2クラス以下とする、②夏季のプールは9：00～13：30、週4日以下とする、③楽器の使用は園庭では行わず、室内で行い、使用時間・人数等は近隣の迷惑にならないよう十分配慮する、④保育活動に伴う騒音の発生が規制基準以下になるよう努める
- 2 申請人は、原則として毎年4、8月に被申請人からアンケートを取るなどして、意見を聞くよう努める。
- 3 申請人は、将来、被申請人から騒音対策として二重サッシ工事の要望があれば、誠実に対応する。
- 4 申請人と被申請人は、今後、近隣の者同士として良好かつ円滑な関係を築くよう努める。

[公害紛争となった例ーその他]

公立学校の音楽関係の部活での楽器の音や合唱大会の練習での生徒の声が騒音だとして、近隣住民が心理的・感覚的被害を訴え、公害審査会に公害調停を申請したもの

○年8月中旬 D県公害審査会に申請

- ・申請人…学校近隣の住民（1名）
- ・被申請人…教育委員会
- ・請求事項…学校の騒音防止対策を行うこと（特に住居隣接の南棟）

ー 調停委員会（委員3名）を設置

同年10月初旬以降 調停期日を複数回開催、途中、実地検証も行われた

- ・被申請人は、学校南棟の全面的な不使用は難しい。
一部の活動は不使用とするが、その他の活動は、窓を閉めることと遮音カーテンの使用で対応したいとした
申請人は、遮音カーテンの効果を見るため、実地検証が必要。
一部の活動について、住宅の目の前の教室でなく、別の教室の使用を要望
(申請人入院などのため、手続きが進まなかった時期がある)

4年後の7月下旬 調停期日

調停委員会において両当事者の主張、意見の聴取等に基づき調整した調停案を示し、調停成立。

<調停条項の主な内容>

- 1 被申請人は、学校の学校教育活動（特に音楽関係の部活や合唱大会の練習等）から発する音が、申請人宅において環境基準の55dB以下となるよう最大限努める。
- 2 平日に音楽活動で学校南棟を使用する場合は、窓及び遮音カーテンを閉める。
- 3 休日（夏季・冬季・春季休業中の平日を含む）は、音楽活動では、原則として南棟を使用しない。ただし、必要がある場合は、事前に許可した教室を、窓及び遮音カーテンを閉めた上で使用できる。
- 4 両当事者は、今後、学校における良好な近隣関係の構築に努める。など

選挙制度の話 (ヨーロッパ各国の議会選挙)

平成 30 年 8 月
田口和也

1 小選挙区制の国々

(1) イギリス下院 (庶民院) (2017 年 6 月選挙)

① 650 議席／選挙権、被選挙権ともに 18 歳

- ・ 任期は、原則として 5 年 (法律上、次の総選挙期日が 5 年後の 5 月第 1 木曜日とされる)。任期途中の解散は、不信任決議のほか、議会の 2/3 以上の議決が必要。
- ・ 単純小選挙区制
- ・ 定数は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各地域に選挙人数 (有権者数) に比例してサンラグ式で配分、各地域では、各選挙区の選挙人数が原則として基準選挙人数の上下 5 % 以内となるよう、当該地域の選挙区画定審議会が次期選挙区改定案を作成・勧告する。
なお、選挙区の面積は 1.3 万 km² を超えないとする基準があり、この場合は、人口基準は緩和される。

② 保守党、労働党の二大政党。第 3 党以下は、全国政党は得票率に対する議席数が過少であり、地域政党の方が議席を獲得しやすい。

- メイ首相は、2020 年 5 月の任期を大幅に前倒しして、17 年 5 月に下院を解散。6 月に実施された総選挙では、与党・保守党は、得票率は前回より伸ばした (36.9 → 42.4%) ものの獲得議席数は減少 (330 → 318 議席)、過半数にも届かなかった。一方の労働党は、得票率・議席数とも大きく伸ばした (30.4 → 40.0%、232 → 262 議席) が、第 2 党にとどまり、過半数を占める政党のない「ハング・パーラメント」 (宙吊り議会) となった。
なお、第 3 党はスコットランド国民党 (3.0%、35 議席)、第 4 党は自由民主党 (7.4%、12 議席)。
この結果を受け、メイ首相は、民主統一党 (10 議席) の閣外協力を得て、主要閣僚を留任させる形で組閣し、続投した。

(2) フランス国民議会 (2017 年 6 月選挙)

- ① 577 議席／選挙権、被選挙権ともに 18 歳
 - ・ 任期 5 年 (解散規定あり)
 - ・ 小選挙区 2 回投票制…第 1 回投票で、有効投票の過半数の票を得た候補者は当選。そのような候補者がいない場合は、有権者の 12.5%以上の得票者が 1 週間後に行われる第 2 回投票に立候補することができる。
第 2 回投票では、最多得票の候補者が当選。
 - ・ ニューカレドニアや在外フランス人の選挙区などを除き、558 議席を各県 (海外県を含む) に、アダムズ方式と同様の方法で配分する。各県内の選挙区割りには、各選挙区の人口が当該県の選挙区平均人口の 20%以上乖離しないとの基準による。
- ② 選挙の仕組みから、第 2 回投票のときに連合を組む政党グループの中で候補者調整が可能なため、国会に議席を持つ政党の数は多い。従来、中道右派と中道左派の二大政党グループが形成されてきた。

- 17 年 6 月の第 1 回投票では、5 月の大統領選挙でマクロン氏が当選した勢いを受けて、同氏が結成した新党の「共和国前進」が、協力政党の「民主運動」と併せて 32.3%を獲得。一方、既存のグループでは、共和党などの中道右派は 21.6%、オランド前大統領の社会党などの中道左派は 9.5%にとどまった。

なお、この時点での当選者は、各党を通じて 4 名であった。

第 2 回投票の結果、最終的にマクロン陣営は 350 議席を獲得し議席率 6 割を超える圧勝。中道右派は 137 議席、中道左派は 45 議席で、ともに議席数を大きく減らした。

なお、大統領選で決選投票に進んだルペン氏の極右政党「国民戦線」は、予想を上回る 8 議席を獲得している。

5 月に就任したマクロン大統領は、共和党のフィリップ氏を首相に任命しており、総選挙後に同氏による第 2 次内閣が発足している。

2 比例代表制の国々

(1) オランダ (2017 年 3 月選挙)

- ① 150 議席／選挙権、被選挙権ともに 18 歳
 - ・ 任期 4 年 (解散あり)
 - ・ 非拘束名簿式比例代表制
 - ・ 選挙区は 19 区 (原則として州単位、人口の多い州は分割)。有権者は、選挙区ごとに提出される政党名簿の候補者に投票。

候補者への投票を所属政党への投票とみなし、全国で合算する。各党への議席配分は、全国での得票数に応じ、ハーゲンバッハ・ビショフ方式で行う (ドント式と同じ結果となる)。選挙区での議席配分は、政党ごとに、全国と選挙区での得票からヘアー式最大剰余法によって行う。
- ② 最大の政党でも、得票率・議席率は 20% 台。このため、連立政権となるのが通例。

○ 17 年 3 月に実施された下院選挙では、ルッテ首相率いる自由民主国民党は議席数を減らしつつも (41→33 議席)、他党を引き離して第 1 党の立場を維持した。他方、前連立与党の労働党は議席を大幅に減らして (38→9 議席)、歴史的敗北を喫した。

なお、反イスラム・反移民を掲げる右派政党の自由党が、選挙前の世論調査では第 1 党をうかがう勢いを示していたものの、結果的には微増 (15→20 議席) にとどまった。中道右派の政党が反移民の政策を打ち出したことも、失速の理由にあげられる。

第 3 次ルッテ内閣は 17 年 10 月発足。4 党による連立政権…自由民主国民党のほか、キリスト教民主同盟 (19 議席)、民主 6 6 (19 議席)、キリスト教連合 (5 議席) …与党合計 76 議席。同内閣の連立組閣交渉に要した日数は 225 日で、戦後最長記録を更新した。

(2) スペイン

- ① 350 議席／選挙権、被選挙権ともに 18 歳
 - ・ 任期 4 年 (解散あり)
 - ・ 拘束名簿式比例代表制…348 議席が、選挙区 (県単位で 50 区、定数は 2～36 議席) に人口比例 (ヘアー式最大剰余法) で定数配分。

比例代表の候補者名簿は、政党が名簿順位を予め決める拘束名簿式。
 - ・ 議席配分は、選挙区ごとに各政党の得票に応じてドント式で配分される。

○ スペインでは、2015 年 12 月総選挙のあと政権が組織できず、16 年 6 月再度総選挙が行われたが、前回選挙と同じような結果となり、結局、第 1 党の国民党 (134 議席) が、中道右派のシウダダノス (32 議席) などの閣外協力を得ながら、少数与党としてラホイ政権が発足した。

18 年 5 月に国民党の元幹部ら 29 人が汚職事件で有罪判決を受けたことから、中道左派の社会労働党 (84 議席) が中心となり、同党のサンチェス氏を次期首相候補とする不信任決議案を提出、小規模政党の多くが賛成して 6 月に可決され、ラホイ首相は退陣した。社会労働党は少数与党となるので、政権運営は難航が予想される。総選挙実施の可能性があるが、第 1 党

の国民党でも 100 議席あまりとの予測。

2 小選挙区比例代表制組合せの国々

(1) ドイツ連邦議会 (2017 年 9 月選挙)

① 基本定数 598 議席／選挙権、被選挙権ともに 18 歳

- ・ 任期 4 年 (解散あり)
- ・ 小選挙区・比例代表併用制…基本定数は、16 州に人口比例 (サンラグ＝シェーパース式) で配分され、州別定数 (5～128 議席) が定められている。また、小選挙区 299 区も同様に各州に配分される。
- ・ 比例代表選挙は、州単位の候補者名簿 (拘束名簿式) により行われる。有権者は、小選挙区の候補者と比例代表の州名簿に対し、それぞれ投票する。実際には、1 枚の投票用紙の左側に小選挙区の候補者名、右側に州名簿を届け出た政党の名称が印刷されており (同じ政党なら、左右同じ段に記載)、有権者は、それぞれのチェック欄に記号 (×印) を書いて投票する。
- ・ 各党の議席配分は、比例代表での得票率で決まる。

まず第 1 次議席配分を行い、各州単位で議席配分を決める。小選挙区での当選者数が、議席配分を超えた政党があれば、その分を超過議席とする。

次に第 2 次議席配分として、各党に対し、全国での得票率に応じた議席配分を行うが、いずれの政党も、第 1 次議席配分により得られる議席数を (超過議席も含めて) 下回らないこととされており、得票率と議席数との間に不均衡が生ずる場合は、必要最小限の調整議席を各党に加える。このため、総定数は基本定数を越えて臨時に増加する。2013 年選挙では 631 議席、2017 年選挙では 709 議席となった。

全国で、得票率が 5 %未満の政党は、議席が配分されない。これは、阻止条項と呼ばれる。

- ② 5 %の阻止条項はハードルが高いため、少数政党が存在せず、従来、国会に議席を持つ政党は 4, 5 党。このうち、キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟 (CDU・CSU) と社会民主党 (SPD) が二大政党として、いずれかが中心の連立政権となるケースが多かった。ただし、2005 年以降 4 回の総選挙のうち 3 回で、第 1 党と第 2 党が連立する「大連立」政権となっている。

- 2017 年 9 月の選挙では、メルケル首相の CDU・CSU が、前回から得票率・議席数とも大きく減らして 33.0%・246 議席にとどまった。また、大連立を組んでいた第 2 党の SPD も戦後最低の 20.5%・153 議席で敗北した。

一方、前回 5 %条項に引っかかって議席ゼロとなった FDP が 10.7%・80 議席と復活した。

衝撃的だったのが、極右政党で反ユーロを掲げ、寛容な難民政策に反対する「ドイツのための選択肢 (AfD)」が、連邦議席初の議席獲得を 12.6%・94 議席、第 3 党に躍り出る形で実現させたことだ。

選挙後、大連立は解消される方向となり、CDU・CSU は、FDP 及び緑の党と連立交渉を始めたが、重要政策での乖離が大きく (難民・移民政策、石炭火力などの環境政策)、11 月に決裂した。

18 年 1 月に、CDU・CSU と SPD との間で、再度の大連立政権樹立に向けた本格協議が始まり 2 月に合意、3 月に SPD の党員投票で合意は支持され、第 4 次メルケル政権が正式に発足した。なお、SPD の党首は交代する。

また、AfD は野党第 1 党となるため、国会での重要ポストを手に入れる。

(2) イタリア上下両院 (2018 年 3 月)

- ① 定数は、上院 315・下院 630 議席／選挙権は 18 歳、被選挙権は 25 歳
- ・ 任期 4 年 (解散あり)
 - ・ 小選挙区・比例代表並立制…両院とも、在外選挙区を除き小選挙区で定数の 37.5%、比例代表で 62.5%をそれぞれ選出。比例代表の選挙区は、小選挙区をいくつか併合したものとなり (最大で州単位)、1 つの比例区の定数は、下院が 3～8、上院が 2～8 となっている。
比例代表の名簿は拘束式で、男女交互に登載する。
 - ・ 有権者は、1 票だけ投票する。投票用紙は、1 枚に全ての小選挙区候補者と比例代表の政党が、陣営ごとにまとめて記載されている。チェックは 1 か所だけで、小選挙区の候補者に投票すれば、比例代表ではその候補者の所属する政党に投票したことになり、比例代表の政党に投票すれば、小選挙区ではその政党から立候補している候補者に投票したことになる。
 - ・ 17 年 11 月の選挙法改正以前は、比例代表制プレミアム方式が採用されていた。基本的な議席配分は、ヘアー式最大剰余法によるが、最多得票の政党又は政党連合は、下院の場合、比例区で少なくとも 340 議席 (55%) を獲得することとされていた。
この制度改正は、新興のポピュリズム政党「五つ星運動」を狙い撃ちにしたと言われている。世論調査で「五つ星運動」が既成政党を抑えてトップに立ったため、従来の制度では、同党が単独で過半数を得て、政権を獲得する可能性が高まった。これに対し、既成政党が新選挙制度を導入して、特定の政党が単独過半数を得られないようにした、という訳だ。

- 3 月の総選挙では、中道右派連合 (同盟 (旧: 北部同盟)、フォルツァ・イタリアなど) が上院で 38%、下院で 37% の得票率を獲得した。「五つ星運動」は両院とも 32% で、単独政党としては第一党となった。与党民主党などの中道左派連合は両院とも 23% にとどまった。

主な政党	五つ星運動	同 盟	フォルツァ・イタリア	民主党
上院 (320 議席)	109	58	61	52
下院 (630 議席)	222	124	105	111

いずれの政党、党派も過半数に届かず、中道右派連合でも、移民排斥・「脱ユーロ」など右派色の強い同盟が、下院でフォルツァ・イタリアを上回る議席を確保したことから分裂傾向を示し、連立交渉は難航を極めた。

中道左派出身のマッタレッタ大統領は、暫定内閣を提案したが、「五つ星運動」と同盟は反対、両党の連立による政権樹立で合意し、非議員のコンテ大学教授を首相候補として大統領の指名を得た。ところが、組閣に当たって一部閣僚の任命に大統領が反対したことから、コンテ氏は指名を辞退した。

大統領は、新たな首相候補を指名したが、「五つ星運動」と同盟は反対し、コンテ首班、組閣名簿を変更することで大統領と折衝、コンテ氏が再指名を受けて、その後、両院での信任も得られ、6 月に新内閣 (EU 懐疑派の 2 党による連立政権) が発足した。

◎ 定数配分及び比例代表の議席配分的方式

1 ヘアース最大剰余法 (基数方式)

— 各地区への定数配分の場合 —

- ① 総人口(有権者数)/総定数(ヘアース基数)で各地区の人口(有権者数)を割る
- ② 整数部分をその地区に配分
- ③ 未配分の議席は、小数部分の数値の大きい順に割り当てる

— 各党への議席配分の場合 —

- ① 投票総数/総定数(ヘアース基数)で各党の得票数を割る
- ② 整数部分をその党に配分
- ③ 未配分の議席は、小数部分の数値の大きい順に割り当てる

※ 基数は、通常、整数部分で表す(ただし、オランダでは小数部分も含む)

②の配分後、小数部分を合計すると未配分の議席数と同じになる

定数配分の場合は「アラバマのパラドクス」と呼ばれる矛盾が生ずる場合あり
(総定数を増やす(減らす)と、ある地区の配分議席が減る(増える)ことがある)

2 ドント式 (議席配分に用いられる)

各党の得票数を $1 \cdots 2 \cdots 3 \cdots$ で順次割っていき、商の大きい順に議席を配分する方式

※ これは、各党が理想的な票割りを行った場合に、何議席獲得するかを計算して、配分する方法と言える。商の変動幅(例えば、 $1 \rightarrow 2$ と $10 \rightarrow 11$ の場合)を考えれば、大政党に有利となる。政党が統合・連合すると有利になる道理。

3 ハーゲンバッハ・ビショフ式 (議席配分に用いられる)

- ① 投票総数/(総定数+1)(ドループ式基数…端数は切上げ、割り切れた場合は+1の数値とする。1議席を得るための十分条件)で各党の得票数を割る
- ② 整数部分をその党に配分
- ③ 未配分の議席は、各党の得票数を「②の配分議席数」+ $1 \cdots + 2 \cdots$ で、順次割っていき、商の大きい順に配分する方法

※ この方式は、ドント式と同じ結果となる。①、②を行うことで、ドント式での割り算の最初の部分を省略し、当落線付近での各党の比較にすぐ入れる。

4 サンラグ式 (定数配分、議席配分いずれでも用いられる)

ドント式と同様の方式だが、割る数が $1 \cdots 3 \cdots 5 \cdots$ の奇数となっている。奇数で割るのは、 $0.5 \cdots 1.5 \cdots 2.5 \cdots$ で割って、1, 2, 3…議席を配分するのと同じ意味。小政党に有利とされる(特に、1議席目)。定数配分の場合は、議席ゼロにはできないこともあり、中立的になる。

なお、偶数で割る方式は、割り算の世界なのでドント式と同じ結果になる。

5 アダムズ方式 (除数方式の一つ、定数配分に用いられる)

除数方式は、ある数値(除数…基準人口)を選んで各地区の人口を割ったあと、予め決められた方法で端数処理を行って、総定数にあわせる方式。

代表的な方式として、ジェファーソン方式(端数はすべて切捨て、実はドント式と同じ)、ウェブスター方式(端数は四捨五入、サンラグ式と同じ)、アダムズ方式(端数はすべて切上げ)である。

アダムズ方式は、人口の少ない地区に有利とされる。

講演会終了後の懇親会にて

東幸一（ひがしこういち）氏の 旅行写真の紹介





東氏の紹介写真



ダム



近くのレストランでのダムと近景を模したダムカレー



高知、魚梁瀬



青森、下風呂、戦前の鉄道遺構が観光の目玉に

写真 東幸一氏、石川信宣、 文責・写真 小林春夫